

水産政策の改革について

- 平成29年4月に策定した水産基本計画に基づき、「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討開始。
- 平成29年12月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に位置づけた「水産政策の改革の方向性」に沿って引き続き検討を進め、本年6月に「水産政策の改革について」をとりまとめ。

平成29年 4月28日

新たな「水産基本計画」策定



「数量管理等による資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策」等について検討

平成29年12月 8日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革の方向性」)

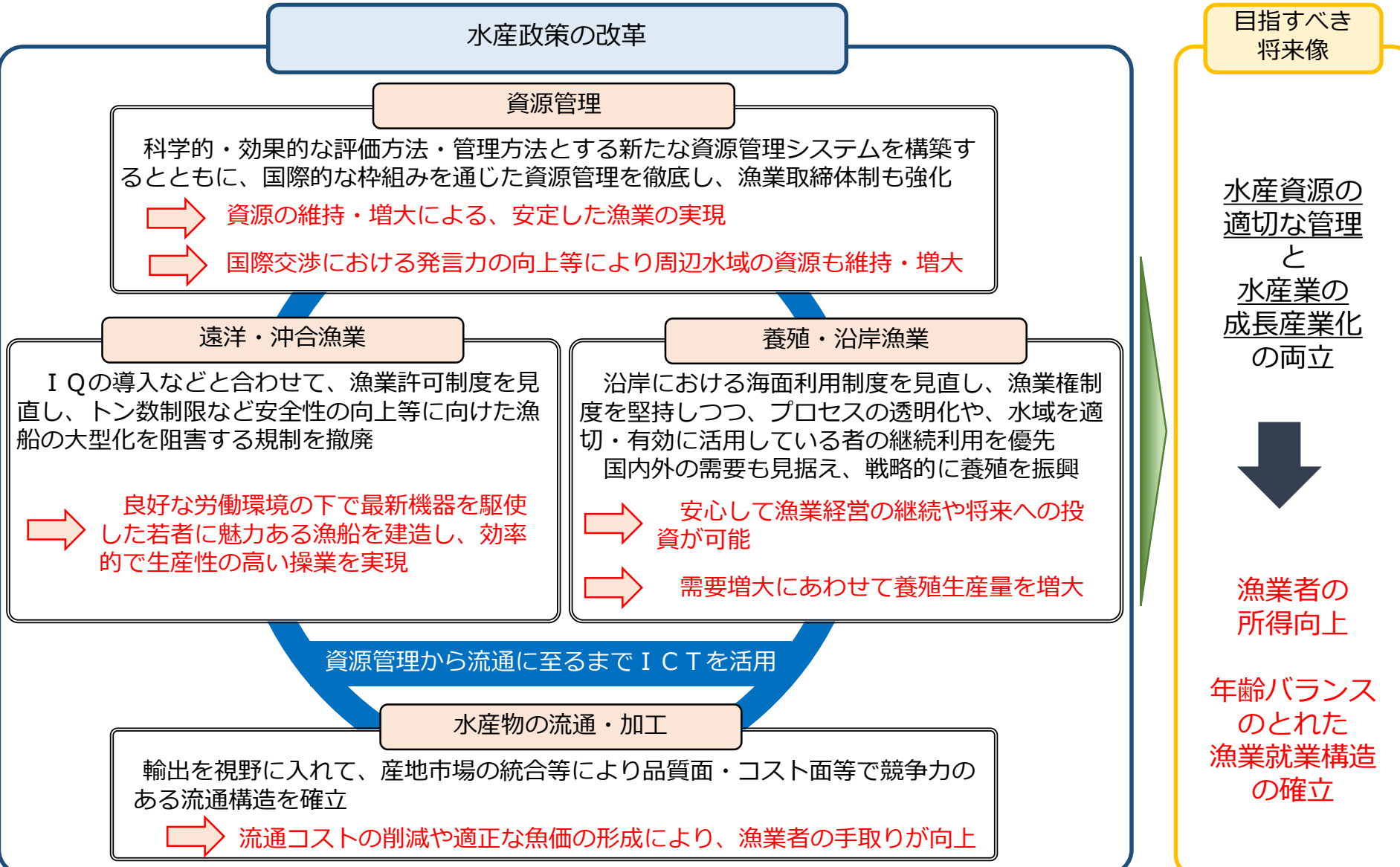


「水産政策の改革の方向性」に沿って、具体的な内容について検討

平成30年 6月 1日

「農林水産業・地域の活力創造プラン」改訂
(別紙8「水産政策の改革について」)

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量（MSY）が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定
 - 併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割に拡大
- 個別割当（IQ）を準備が整ったものから順次導入する。漁船の譲渡等と併せてIQの移転を可能とするとともに、IQ超過については、ペナルティ措置を講ずる

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、情報通信技術等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底とIUU漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- IQ導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

(1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

- 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
- 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る

(2) 漁場計画の策定プロセスの透明化

- 漁場計画の策定に当たり、県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進。沖合等に新区画を設定することが適当な場合は、国が設定を指示等
- 県は、策定に当たり、新規参入希望者等から幅広く要望聴取

(3) 漁業権の内容の明確化等

- 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
- 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む)は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
- 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等

(4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- 漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
- 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示

(5) 養殖業発展のための環境整備

- 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
- 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。

水産政策の改革について

(平成 30 年 6 月 1 日決定「農林水産業・地域の活力創造プラン（改訂）」別紙 8)

水産政策の改革について

改革の方向性	改革の具体的内容
<p>0. 総論</p> <p>水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを旨とする。</p>	<p>水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを旨とし、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。</p> <p>なお、法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。</p>
<p>1. 漁業の成長産業化に向けた水産資源管理</p> <p>1 A 漁業の基礎は水産資源であり、資源を維持・回復し適切に管理することが必須。資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源調査を抜本的に拡充し、国際水準の資源評価を実施する。その成果を活用して、我が国周辺水域の適切な資源管理のための関係国との協議を進める。 主要資源については、アウトプット・コントロールを基本に、インプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせ、資源管理を実施する。 アウトプット・コントロールについては、漁業の実態を踏まえつつ、可能な限りIQ方式を活用する。 	<p>1 新たな資源管理システムの構築</p> <p>漁業の成長産業化のためには、基礎となる資源を維持・回復し、適切に管理することが必須である。このため、資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする観点から、以下のとおり見直す。</p> <p>また、我が国EEZ内の取組の強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定・地域漁業管理機関など国際的な枠組みを通じて資源管理を徹底するとともに、漁業取締体制を強化する。</p> <p>① 国際水準の資源評価・資源管理を行う前提として、資源評価対象魚種については、原則として有用資源全体をカバーすることを目指す。このため、生産量の多い魚種・資源悪化により早急な対応が必要な魚種を速やかにカバーした上で、都道府県から要請のあった魚種についても、順次対象に追加する。</p> <p>また、調査船調査の拡充、情報収集体制の強化など、調査体制を抜本的に拡充するとともに、人工衛星情報や漁業者の操業時の魚群探知情報などの各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用する仕組みを整備する。</p> <p>② 資源管理目標の設定方式を、再生産を安定させる最低限の資源水準をベースとする方式から、国際的なスタンダードである最大持続生産量(MSY)の概念をベースとする方式に変更し、最大持続生産量(MSY)は、最新の科学的知見に基づいて設定する。</p> <p>このため、国全体としての資源管理指針を定めることを法制化し、この指針において、資源評価のできている主要魚種について、順次資源管理目標として、次の2つの基準を設定する。</p> <p>ア 回復・維持を目指す水準としての「目標管理基準」(最大持続生産量(MSY)が得られる資源水準)</p> <p>イ 乱獲を防止するために資源管理を強化する水準としての「限界管理基準」(これを下回った場合、原則として10年以内に「目標管理基準」を回復するための資源再建計画を立てて実行する。)</p>

- ③ 「目標管理基準」の維持・段階的回復を旨として、国は毎年度の漁獲可能量（TAC）を設定する。
TAC対象魚種は、漁業種類別・海区別に準備が整ったものから順次拡大し、早期に漁獲量ベースで8割をTAC対象に取り込む。
- ④ 漁業許可の対象漁業については、TAC対象とした魚種の全てについて、準備が整ったものから順次、個別割当（IQ）を導入する。
IQの導入に当たっての割当ては、国が、漁業許可を受けた者を対象に、これまでの実績等も考慮して、漁船別に、TACに占めるIQの割合（%）を割当てする方式とする（IQの数量は、毎年度、その年度のTACに基づいて確定することになる。）
資源管理に対応しつつ規模拡大や新規参入を促すため、漁船の譲渡等と併せたIQの割合の移転を可能とする。
- ⑤ IQの円滑な導入及び資源の合理的な活用を図るため、IQの割当てを受けた漁業者相互間で、国の許可の下に、特定魚種についてのIQ数量を年度内に限って融通できることとする。
- ⑥ また、IQだけでは、資源管理の実効性が十分確保できない場合は、操業期間や体長制限等の資源管理措置を適切に組み合わせる。
- ⑦ TAC対象魚種全てについて、水揚げ後の速やかな漁獲量報告を義務付ける。その際、ICT等を最大限活用し、迅速に報告されるようにする。
逐次漁獲量を集計し、資源管理上必要な場合には、適切なタイミングで採捕停止など各種措置命令を発出する。
- ⑧ IQ超過については、罰則・IQ割当の削減等の抑止効果の高いペナルティ措置を講ずる。
- ⑨ 海区漁業調整委員会については、適切な資源管理等を行うため、委員の選出方法を見直すとともに、資源管理や漁業経営に精通した有識者・漁業者を中心とする柔軟な委員構成とする。
- ⑩ 新たな資源管理措置への移行に伴い、減船や休漁措置などが必要となると考えられ、これについては、円滑な移行を確保する観点から、必要な支援を行う。
- ⑪ 新たな資源管理措置の下で、適切な資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るためのセーフティネットとして、漁業収入安定対策の機能強化を図るとともに、法制化を図る。

1 B
栽培漁業については、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化する。

種苗生産・放流・育成管理等については、資源管理の一環として実施するものであることを踏まえ、以下のとおり、効果のあるものを見極めた上で重点化する。

- ① 従来実施してきた事業については、資源評価を行い、事業の資源造成効果を検証する。
検証の結果、資源造成の目的を達成したものや効果の認められないものは実施しないこととする。
- ② 資源造成効果の高い手法や対象魚種については、今後も事業を実施するが、その際、国は広域魚種を対象として必要な技術開発・実証を行うなど、都道府県と適切に役割を分担する。
また、広域回遊魚種等については、複数の都道府県が共同で種苗放流等を実施する取組を促進する。

2. 水産物の流通構造

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。

品質・衛生管理の強化、情報通信技術等の活用、産地市場の統合・重点化、新たな販路の拡大、トレーサビリティの充実などの流通改革を進める。

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

世界の水産物需要が高まる中で、我が国漁業の成長産業化を図るには、輸出を視野に入れて、品質面・コスト面等で競争力ある流通構造の確立が必要である。
このため、以下のとおり、流通改革を進める。

- ① 水産物流通についても、農産物流通と同様、マーケットインの発想に基づき、
 - ア 物流の効率化（加工業者との連携による低コスト化・高付加価値化等）
 - イ 情報通信技術等の活用（取引の電子化、A I・I C Tを活用した選別・加工技術の導入等）
 - ウ 品質・衛生管理の強化（新たな鮮度保持技術の導入、水産加工施設のH A C C P対応等）
 - エ 国内外の需要への対応（輸出の戦略的拡大等）
 等を強力に進める。
- ② 漁業者の所得向上に資するとともに、消費者ニーズに応えた水産物の供給を進めるため、産地市場の統合・重点化を推進し、これとの関係で、漁港機能の再編・集約化や水揚漁港の重点化を進める。また、消費地にも産地サイドの流通拠点の確保等を進める。
- ③ 資源管理の徹底とI U U（違法・無規制・無報告）漁業の撲滅を図り、また、輸出を促進する等の観点から、トレーサビリティの出発点である漁獲証明に係る法制度の整備を進め、必要度の高いものから順次対象とするとともに、I C T等を最大限活用し、トレーサビリティの取組を推進する。
- ④ また、漁業生産コストの引下げを図るため、国内外における漁業生産資材の供給の状況に関する調査を行うとともに、最先端の技術の導入や漁船・漁網等の主要資材の調達先・調達方法等の見直し等を進める。

3. 漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備

3 A

遠洋・沖合漁業については、漁船の大型化等による生産性の向上を阻害せず、国際競争力の強化に繋がる漁業許可制度とする。

- ・ 資源管理方法の変更と関連して、I Qが割り当てられている漁船については、トン数制限等のインプット・コントロール等に関する規制を見直す。
- ・ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- ・ 漁業許可については、資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い者の更新を前提としつつ、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

適切な資源管理システムの導入と関連して、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化につながるよう、漁業許可制度を以下のとおり見直す。

- ① T A C対象魚種など主要資源の管理を適切に進めていく観点から、現行の漁業許可の4区分を大臣許可漁業と知事許可漁業の2区分に整理する。
これに併せて、試験開発操業の一層の活用等により、新たな漁法等の積極的な導入を促す。
- ② I Qの導入など条件の整った漁業種類については、インプット・コントロール等に関する規制を抜本的に見直し、トン数制限など漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。
なお、I Qだけではカバーできない資源管理上の規制（操業区域、操業期間、体長制限など）は、必要に応じ活用する。
- ③ 漁船の譲渡等には、承継者に許可を行い、同時にI Qも移転することとする。
- ④ 漁業許可を受けた者には、資源管理の状況・生産データ等の報告を義務付ける。
- ⑤ 資源管理を適切に行い、かつ生産性の高い漁業者が遠洋・沖合漁業を担う漁業構造にしていくため、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性が著しく低い漁業者に対しては、改善勧告・許可の取消しを行う。
- ⑥ 大臣許可漁業に関し、許可を受けた漁業者の廃業などの場合に、随時、新規許可（それぞれ期限を設定）を行う制度とし、一斉更新制度（一定の時期に全ての許可の期限を終了させ、新たに許可を出す制度）は廃止する。
- ⑦ 漁獲報告の迅速化・報告内容の正確性の向上を図るため、漁獲報告の電子化・VMSの備付けの義務化を行う。
- ⑧ これらと併せて、安全性を確保しつつ、漁船に関する制度などについても、沖合・遠洋漁業の生産性の向上・国際競争力の強化の観点から検討する。

3B

養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとする。

特に、養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する

- ・ 都道府県の漁場計画の策定プロセスについて、参入希望者をはじめ関係者の意見を幅広く聴取するなど透明化する。
- ・ 漁業権の利用状況、資源管理の状況、生産データの報告等、漁業権免許を受けた者が果たすべき責務を明確化する。
- ・ 水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討する。
- ・ 沿岸漁場の管理は、都道府県の責務とした上で、都道府県が漁協等に委ねることができる仕組みとし、その際のルールを明確化することを検討する。

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

養殖・沿岸漁業については、我が国水域を有効かつ効率的に活用できる仕組みとするため、沿岸における海面利用に係る制度を、以下のとおり見直す。

(1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方

- ① 養殖・沿岸漁業は限定された水域（漁場）を活用して営む漁業であるため、資源管理を適切に行い、漁業をめぐるトラブルを回避する観点から、今後とも漁業権制度を維持する。
- ② その際、漁業の成長産業化にとって重要な養殖業の規模拡大や新規参入が円滑に行われるようにする観点から、漁業権付与に至るプロセスを透明化するとともに、漁業権の権利内容の明確化等を図る。
- ③ これに加えて、都道府県が沿岸漁場管理の業務を漁協等に委ねることができる制度を創設する。

(2) 漁場計画の策定プロセスの透明化

- ① 都道府県の漁場計画は漁業権付与の前提となるものであり、都道府県は、従来と同様、原則として5年または10年ごとに、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、海区ごとに漁業権（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類）の区域等を盛り込んだ「漁場計画」を策定し、公表する。
また、必要に応じ、随時改定を行う。
- ② 漁場計画の策定に当たって、都道府県は、当該海区の資源管理を適切に行いつつ、当該海区の海面を最大限に活用できるよう留意する。
こうした観点から、可能な場合は、養殖のための新区画の設定も積極的に推進する。
- ③ また、沖合等に養殖のための新たな区画を設定することが適当と考えられる場合は、国が都道府県に指示等を行う。
- ④ 都道府県は、漁場計画の策定に当たって、新規参入希望者を始め関係者の要望を幅広く聴取するとともに、その要望に関する検討結果を公表することとし、こうした手続を法定する。

(3) 漁業権の内容の明確化等

- ① 漁業権の種類は、従来同様、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権とする。
- ② 定置漁業権及び区画漁業権は、個別漁業者に対して付与する。
区画漁業権については、当該区画を利用する多数の個別漁業者が、その個別漁業者で構成する団体に付与することを要望する場合には、漁業者団体（漁協）に付与する。

- ③ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与する。
- ④ 個別漁業者に付与する漁業権（個別漁業権）については、当該漁業者の経営展開等に必要な範囲で、都道府県の関与の下で、抵当権の設定等を可能とする（貸付けは禁止）。
- ⑤ 漁業者団体に付与する漁業権（団体漁業権）については、漁業者団体がそのメンバーである個別漁業者間の漁場利用に係る内部調整（費用の徴収等を含む。）を漁業権行使規則に基づいて行う。漁業権行使規則は、メンバー外には及ばない。
- ⑥ 団体漁業権に係る個別漁業者が当該団体の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に係る地区の漁業者からなる地区部会を常設して、当該地区部会により漁業権行使規則の制定・運用を行う。
- ⑦ 団体漁業権を付与された漁業者団体は、定期的に、当該団体漁業権に係る漁業の生産力の維持発展に向けた計画（協業化、法人化等）を策定するものとする。
- ⑧ 都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止し、これに代えて、都道府県が付与する際の考慮事項として次の事項を法定する。
 - ア 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先する。
 - イ それ以外の場合は、地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断する。
- ⑨ 漁業権者は、漁業権の活用状況、資源管理の状況、生産データ等を都道府県に報告することとし、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県は、改善指導・勧告・漁業権の取消しを行う。

（４）公的な漁場管理を委ねる制度の創設

- ① 沿岸水域の良好な漁場の維持と漁業生産力の維持・向上のための漁場管理を都道府県の責務として法定した上で、漁場管理の業務を適切な管理能力のある漁協等にルールを定めて委ねることができる制度を創設する。
- ② 漁場管理の業務を委ねられた者は、そのルールの範囲内で、業務の実施方法等を定めた漁場管理規程を策定し、都道府県の認可を受けるものとし、業務の実施状況を都道府県に報告する。業務に関し漁協等のメンバー以外から費用を徴収する必要がある場合は、漁場管理規程の中で、その使途・負担の積算根拠を明示することとし、また、毎年度その使途に関する収支状況を公表する。

	<p>(5) 養殖業発展のための環境整備</p> <p>① 国は、国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定するとともに、生産から販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で、養殖業の振興に本格的に取り組む。</p> <p>② 技術開発については、魚類養殖経営のボトルネックとなる優良種苗・低コスト飼料等に関する技術開発・供給体制の整備を強化する。</p> <p>③ 国際競争力のある養殖を育成するため、実証試験等の支援を拡充する。</p> <p>④ 静穏水域が少ない日本において養殖適地を拡大するため、大規模静穏水域の確保に必要な事業を重点的に実施する。 また、養殖場として、漁港（水域及び陸域）の有効活用を積極的に進める。</p> <p>⑤ 拡大する国際市場を見据え、HACCP対応型施設の整備や輸出先国に使用が認められた薬剤数の増加など、輸出を促進するための環境を整備する。</p>
<p>3C 漁協については、農協とは法制上もかなり異なっていることを踏まえつつ、水産政策の改革の方向性に合わせて必要な見直しを検討する。</p>	<p>5 水産政策の改革の方向性に合わせた漁協制度の見直し</p> <p>漁協については、これまで漁協が果たしてきた役割・機能を評価しつつ、上記の水産政策の改革の方向性に合わせて、以下のとおり見直す。</p> <p>(1) 団体漁業権の主体や漁場管理の実施者としての位置付け</p> <p>① 漁協の事業として、4(4)の漁場管理業務を行えることを法定する。</p> <p>② 団体漁業権や漁場管理に係る業務に要する費用の一部を漁業者等から徴収する場合には、漁業権行使規則、漁場管理規程を定め、都道府県の認可を受けることとする。</p> <p>③ 漁場管理業務に関し、漁協のメンバー以外から費用を徴収する場合は、その使途に関する収支状況を明確化するとともに、情報開示を行うこととする。</p> <p>④ 団体漁業権に関係する個別漁業者が漁協の構成員の一部である場合には、当該団体漁業権に関係する地区の漁業者からなる地区部会を常設し、そこで漁業権行使規則などを定められるようにする。</p> <p>⑤ 全漁連は、漁協における団体漁業権や漁場管理に係る業務の適正化を図るための事業を行うことができることとする。</p>

	<p>(2) 漁協の組織・事業体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁協の目的として、漁業者の所得向上を法律に明記する。 ② 役員に販売のプロ等を入れることを法律に明記する。 ③ 信用事業を行う信漁連等に対して、全漁連監査に代えて、公認会計士監査を導入する。 ④ 漁業生産組合の株式会社への組織変更を可能とする仕組みを導入する。 ⑤ 産地市場の統合など、販売力の強化を進める上で必要な場合には、漁協の広域合併を促進する。
	<p>6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮</p> <p>以上のような漁村全体の収入が確保される取組を通じて漁村の活性化を図るとともに、国境監視、自然環境の保全、海難救助による国民の生命・財産の保全等の漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、国民の理解増進を図りつつ、効果的な取組を推進する。</p>

水産政策の改革に関する Q&A

質問・意見	水産庁からの回答
<p>① 水産資源管理 (資源評価・資源管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理は必要だが沖合と沿岸は事情が違う。I Q等の導入にあたっては沿岸の小規模漁業者へ配慮をすべき。 ・ 資源管理を強化する際には、セーフティネットを作り、漁業者に安心感を与えた上で実施すべき。 ・ T A C魚種が拡大した場合、底びき網漁業のように多くの魚種を漁獲する漁業種類については、I Q数量が少ない魚種の枠が一杯になると操業全体ができなくなるのではないか。 ・ T A Cによる国内規制を強化しようとしているが、日本の水域における外国漁船の漁獲にはどう対応するのか。周辺国との交渉にしっかり対応すべき。 ・ M S Y の概念については疑問を持っている専門家もいる。また、資源評価は漁業者に信頼されるか疑問。 ・ I Qが導入され、実績に応じて大型船に数量が多く配分されるようになると、小型船が現状より不利になるのではないか。 	<p>⇒ I Qの導入に当たっては、大臣許可漁業など準備の整ったものから、順次、導入していくなど、現場の実態を十分に踏まえて対応してまいります。</p> <p>⇒ 新たな資源管理措置への円滑な移行を確保するために減船・休漁等の支援を行うことや、漁業収入安定対策の機能強化・法制化を図ります。</p> <p>⇒ 海外では、種数魚種の数をグループ魚種として管理する事例もあり、これらの海外事例も参考に操業への影響に配慮した方法を検討します。なお、やむを得ず休漁等をせざるを得ない場合には、その負担を軽減するための措置を講ずることにより、経営への影響を最小限に抑えられるよう検討してまいります。</p> <p>⇒ 日本のE E Z内の資源管理の取組強化と並行して、関係国と共通に利用する水産資源については、二国間協定や地域漁業管理機関といった国際的な枠組みを通じてしっかりと交渉してまいります。</p> <p>この交渉を強力に行うためにも、E E Z内の資源管理を強化することが不可欠です。</p> <p>⇒ 国連海洋法条約では、沿岸国は排他的経済水域の資源を最大持続生産量(M S Y)が達成可能な水準に維持・回復することを目的として管理することとされています。</p> <p>また、我が国が加盟する北太平洋漁業委員会(N P F C)等の地域漁業管理機関においても、M S Yを旨指して管理することとされています。</p> <p>※ 最大持続生産量(M S Y)とは、現状の環境条件の下で、長期的にみて漁獲量が最大となるような漁獲量をいいます。</p> <p>M S Y理論が実際の資源管理では活用困難との批判は以前からありましたが、近年は、最新の科学的知見に基づき、古典的なM S Y概念ではなく、より現実的なM S Yを算出し、資源管理に利用することが可能になってきました。</p> <p>米国やE Uで資源評価手法としてM S Yが利用されている中で、我が国としてもデータ収集体制を強化することにより、評価精度向上等を図り、M S Yの信頼性を高めてまいります。</p> <p>⇒ I Q配分については、漁業者の意見を十分に伺い、漁業者間で不公平感が生じることのないよう検討してまいります。</p>

<p>(海区漁業調整委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海区漁業調整委員会の委員の選出方法や委員構成をどのように見直すのか。 	<p>⇒ 海区漁業調整委員会は漁業調整が主な役割であり、漁業者代表を中心に据えた組織であるとの基本的な性格を変えつつもありません。</p> <p>現状では、委員構成が固定化されていますが、今後の漁業の発展のためには、従来の漁業者に加え、資源管理の要素や経営に知見を有する方や公正な立場から判断できる方に入ってもらった柔軟な委員構成がとれる仕組みとすることが重要です。</p> <p>これに合わせて、選出方法について、漁民委員は、公選制を見直し、漁業者・団体による推薦とするなど、漁業者の意向を反映して適切な人選が行えるものとなるよう検討してまいります。</p>
<p>(栽培漁業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 種苗放流の効果のあるなしは国の責任において判断するのか。 広域回遊魚種の栽培漁業をどのように進めていくのか。国が主体となって関係都道府県の連携を促進すべき。 	<p>⇒ 種苗放流の効果については、現在でも各都道府県が調査を行っています。なお、主要魚種については水研機構が資源評価の中で種苗放流の効果を測定しており、この基本的な役割分担は今後も変わらなないと考えています。</p> <p>例えばトラフグのような広域回遊魚種の種苗放流については、放流の不公平の解消に向けた枠組みの構築等を検討してまいります。</p>
<p>② 水産物の流通構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 物流の効率化や産地市場の統合を行った場合、魚価向上の効果はあるかもしれないが、漁業者の手間やコストが増えるのではないか。 	<p>⇒ 産地市場統合は、市場の価格形成機能を活かして漁獲物をより高く売ることが目指すものです。統合に伴い品質管理の向上等市場機能を強化することにより、取組全体として漁業者の所得向上を実現していくことが必要と考えています。</p> <p>なお、先導的な産地市場統合の事例では、関係者で十分に話し合い合意形成を図った上で統合し、水揚げ金額や魚価向上などを実現しています。</p>
<p>③ 遠洋・沖合漁業 (漁業許可制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> I Q導入に伴う漁船の大型化は理解できるが、大型化による生産性の向上により沿岸漁業が脅かされることにならないか不安。沿岸と沖合漁業者の調整について、しっかりと対応すべき。 	<p>⇒ I Qが適切に配分され、これが遵守されれば、沖合漁業の漁船を大型化しても、従来以上にその漁獲が増えることにはならないと考えております。他方、大型化により時化でも操業できるようになるのではないかと、大型船が近接して操業すれば小型船の操業に影響するのではないかと、といった沿岸漁業者側の不安があるということも承知しております。そうした不安を払拭するために、水産庁としても沖合と沿岸の漁業者間の調整を行ってまいります。</p> <p>なお、漁船の労働環境や居住環境の改善のための大型化は、就業者確保のために重要と考えており、また、我が国の漁業全体として、沿岸、沖合それぞれの実態に即して、コスト削減や付加価値向上を行うことで生産性の向上を図っていくことが必要と考えております。</p>
<p>④ 養殖・沿岸漁業 (漁業権制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同漁業権については、従来どおり、漁協・漁連のみに免許されることを明確にすること。 	<p>⇒ 共同漁業権は、一定の水面を共同で利用する多数の漁業者で構成する漁業者団体（漁協）に付与することとしております。従って、法制化するにあたっては、共同漁業権が漁協・漁連のみに免許されることを明確に位置付ける考えです。</p>

(優先順位)

- ・ 適切かつ有効な活用をしている既存の者の継続利用を優先するといった場合、継続して免許されるのは、権利をもつ漁協が、行使する漁業者のどちらになるのか。漁協がきちんと管理している場合は引き続き漁協に免許されるということを明確にして欲しい。

- ・ 適切かつ有効に活用している場合の継続利用と、漁業者が分割利用を希望した場合とではどちらが優先されるかが分かりにくい。トラブルにならないようなルールづくりをしてほしい。

- ・ 「適切かつ有効な活用」の判断基準について、国はガイドラインのようなもの定められるのか。漁協は一定ではなく、現場の実態を踏まえた判断をすべき。

- ・ 国が基準を示しても、県知事の恣意的な判断で、地域の漁業者等の意見を考慮せずに企業参入を進められるのではないか。

- ・ 県が新規参入を認めた場合には漁協の意見は聞かないのか。

(沖合等の養殖)

- ・ 沖合等に新たに養殖区画を設定する場合に地元漁業者等の意見を聴かないのか。

- ・ 定置漁業権の優先順位は、地元利益を選元する趣旨で地元漁民主体の法人が高順位となっているものであり、順位規定の廃止には反対。

⇒ 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その継続利用を優先することを法定することとしております。従って、既存の漁業権者である漁協が管理を行うことにより、漁場が適切・有効に活用されている場合には、その漁協に免許されることとなると考えております。

⇒ 従来から適切かつ有効に活用されている漁場については、既存漁業権者に免許されることとなっております。このような漁場を細かく区切ることは漁場の有効活用の観点から逆効果となるおそれがあるので、そのような事態が生じないようには都道府県が適切に判断できると考え方を示してまいります。

⇒ 免許自体は都道府県の自治事務ですが、「適切かつ有効」の具体的な判断の基準等は国が示すことを想定しています。
各地域の様々な条件の下で多様な活用の実態があると思われ、実態に即した判断ができるよう検討してまいります。

⇒ 新たな区画の設定等にあたり、都道府県は漁業関係者の意見を聴いて、海区漁業調整委員会にも諮った上で漁場計画を作成することは従来と同様と考えています。その上で、意見聴取のプロセスは法定することとしており、漁業関係者の皆さんからどういった意見が出され、それにどう対応したかはオープンにするなど、恣意的な判断がなされないような仕組みとしていく考えです。

⇒ 都道府県が免許をする場合には、その前に関係者の意見を聴いて漁場計画を策定するため、従来と同様に、その段階で関係する漁業者や漁協の意見も聴いた上で、ご意見を踏まえた調整がなされることとなります。

⇒ 沖合等に区画を設定する場合も、都道府県が漁場計画を作成し、これに区画漁業権の内容を記載することを想定しています。今回の見直しにおいて、漁場計画作成のプロセスで漁業者等の要望を聞くこととしており、従来以上に透明性を高めたプロセスにおいて、沖合等の区画を設定する場合も当該水域を利用している漁業者や関係する漁協等の意見を聴いた上で、ご意見を踏まえた調整がなされることとなります。

⇒ 現行の優先順位規定は、免許すべき者の順番を法律で規定しています。現に免許を受けて漁業を行っている者が、この規定によって免許の切替にあたって漁業を継続できなくなるリスクがあるという状況は、漁業経営の安定に支障となりえます。

今回、これを廃止し、適切・有効に活用している者の継続利用を優先するとした上で、それ以外の場合は地域水産業の発展に資するかどうかを判断して免許することとしています。

これにより、漁業権に基づき地元漁民の多くが関わって漁業が行われている場合は、その継続が保障されることとなりますし、既存の漁業権者がいない場合には、地元の漁民が主体となった法人を含め、地域水産業の発展の観点から、最も相応しい漁業者に免許されるものと考えています。

<p>(企業参入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、新規参入を進めていく場合、水産庁と して、企業のような資本力のある経営体が漁場 を利用する姿を目指していくのか。 	<p>⇒ 将来の漁場利用のあり方は地域の漁業者・漁業関係者が主体的に検討す るものと考えています。</p> <p>水産庁としては、地域の漁業者が減少していたり、漁業所得が低迷し、 地域の水産業の展望が得られない場合には、地域の漁業者・漁協と企 業が協調して漁業・漁村を活性化していくというケースも目指す姿の一つ と考えています。</p>
<p>(沿岸漁場管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度の内容が分かりにくい。対象となる漁場 はどこになるのか。 	<p>⇒ 漁協が実施する藻場保全等の良好な漁場維持の活動は、組合員以外にも含 め広く受益されています。組合員以外も含めた活動として展開していく場 合には、県の関与の下で漁協等による費用徴収を可能にして活動を継続で きる仕組みを検討します。この活動の対象範囲は漁場計画において規定し ていくことを想定しています。</p>
<p>(養殖業の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな企業参入を進めれば、需給バランスが 崩れて既存の養殖業者は経営が立ち行かなくな ることを心配している。 	<p>⇒ 養殖については、単に新規参入・生産拡大を図るということではなく、 伸びしろのある海外市場等の開拓を行い、需要に見合った生産を拡大して いくなど、国が国内外の需要を見据えて戦略的養殖品目を設定し、生産か ら販売・輸出に至る総合戦略を立てた上で養殖振興に取り組み考えです。 あわせて、養殖経営のポトルネックとなる優良種苗や低コスト飼料等に關 する技術開発・実用化、養殖適地の拡大や価格下落時のセーフティーネッ トの充実ににより、養殖業者の方々に懸念が生じないよう取り組んでまいり たいと考えております。</p>
<p>⑤ 漁協制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者の所得向上を法律に明記することや販 売のプロを登用することとした趣旨は何か。漁 協に義務が生じるのか。 公認会計士の監査は今後どのようなように行ってい くのか。少なくとも農協と同様の配慮をしてほ しい。 生産組合の株式会社化を記載した趣旨は何か。 	<p>⇒ 漁協は販売事業を主な事業としているので、漁業者の所得向上の観点か ら、積極的に販売事業の強化に取り組んでいただくことを期待していま す。</p> <p>販売事業を行う各漁協において販売の専門能力を有する人を理事にし ただけが必要がありますが、それに相応しい方であれば、常勤・非常勤 の別を問わず、漁協の内部登用でも構わないと考えております。</p> <p>⇒ 先行する農協の事例も参考としつつ、公認会計士監査の導入に当たって は十分な移行期間も確保し、監査費用が実質的に増加しないよう、対象と なる組合に対してきめ細かい配慮をしてまいります。</p> <p>⇒ 生産組合は、漁業以外にも自己が生産した漁獲物の加工・販売程度しか できず、地域の水産物を広く販売するとか、レストランを運営するといっ た更なる事業展開を希望する場合には、株式会社に移行する必要がありま す。今回の改革では、株式会社への組織変更を簡易な手続きで行えるよう にするものです。</p>
<p>⑥ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで漁業によって漁村の雇用等を守って きた。改革によって漁村がなくなるようなこと がないようにすべき。 今回の改革に関して、漁業者は不安や危機感 を持っているので、各都道府県でも説明会を開 催するなど、丁寧な説明をすべき。 	<p>⇒ 漁業者が、将来にわたって漁業を継続し、漁村の活性化につながること が改革の目的です。水産基本計画に盛り込まれた施策も含め、漁業と漁村 の活性化のため、予算措置等も含めて対応してまいります。</p> <p>⇒ 漁業者・漁業関係の皆様のご理解を得られるよう、様々な機会を通じて 丁寧な説明を行ってまいります。</p>

6月15日閣議決定 「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～」(骨太方針) [水産関係部分]

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」¹に即して、科学的・効果的な評価方法及び管理方法による新たな資源管理システムの構築や水産物の流通構造改革、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し、改革の方向性に合わせた漁協制度の見直しに取り組み。これらの改革を後押しするため、資源調査・情報収集体制の拡充・整備、減船・休漁措置の円滑な実施、漁業収入安定対策の機能強化、生産性の高い漁船等の導入・更新、養殖業発展のための環境整備、産地市場の統合や消費地における流通拠点の確保、資源管理から流通に至るICT活用体制の整備、持続可能な漁業・養殖業の認証、漁村の活性化、国境監視機能等の発揮、人材確保・育成の強化等を推進する。また、水産資源の管理徹底などのため漁業取締体制を増強する。

脚注1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂) 別紙8

平成31年度水産予算概算要求の主要事項

－水産改革を推進する新たな資源管理と水産業の成長産業化－

総額 3,003億円 (1,772億円)

1. 新たな資源管理システムの構築

- (1) 資源調査・評価の充実による資源管理の高度化 197億円 (45億円)**
- 国際的にみて遜色のない水産資源の評価・管理方法の導入により水産資源を回復するため、調査船調査、漁船を活用したデータ収集、市場調査体制の整備・拡充、これらを活用するためのデータベースの構築等を通じて、資源評価対象種の拡大や資源評価の精度向上等を推進
 - 資源管理の高度化、混獲回避等のための漁具開発・導入等を支援
 - 水産研究・教育機構による調査研究体制を強化
 - ・水産資源調査・評価推進事業 74億円 (31億円)
 - ・水産研究・教育機構施設整備費補助金 49億円 (4億円)
- (2) 新たな資源管理に適合した操業体制の確立 62億円 (新規)**
- TAC対象魚種の拡大、IQ導入等新たな資源管理措置への移行に伴う減船・休漁措置を円滑に実施するため、これらの措置により影響を受ける漁業者や加工業者を支援
- (3) 漁業経営安定対策 527億円 (217億円)**
- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対する共済・積立ぷらすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策等を実施するとともに、漁協の合併等を支援
 - ・漁業収入安定対策事業 229億円 (114億円)
 - ・漁業経営セーフティネット構築事業 172億円 (2億円)
- (4) ICTを活用した漁獲情報等の集積・活用 17億円 (4億円)**
- 資源管理から流通に至るICT活用体制を整備するため、生産から流通にわたる多様な場面で得られたデータを集積・共有するスマート水産業連携基盤の構築、AI・IoT等の先端技術の開発・導入による操業の効率化等の取組を支援

2. 水産改革による漁業の成長産業化に向けた重点的な支援

- (1) 漁船漁業構造改革への支援 102億円 (49億円)**
- 漁業所得の向上と年齢バランスのとれた就業構造を実現するため、高性能漁船の導入等による収益性向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法等の実証の取組を支援
- (2) 沿岸漁業の競争力強化 308億円 (新規)**
- 漁業所得の向上を目指す漁業者による共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携の推進など浜プランの着実な推進、浜の構造改革に必要な漁船、機器等のリース方式による導入を支援
 - ・浜の活力再生・成長促進交付金 123億円 (新規)
 - ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業 185億円 (新規)
- (3) 先端的養殖モデル地域の重点支援 16億円 (新規)**
- 輸出等を視野に入れた、大規模沖合養殖システムの導入や新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上のための実証等の取組を支援 ((1)の事業のうち養殖業成長産業化枠)
- (4) 生産から消費に至るバリューチェーンの構築 26億円 (10億円)**
- 漁業所得の向上と水産流通の構造改革を進めるため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組を支援
 - 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、日本発のエコラベルの普及促進等を支援
- (5) 漁港機能の増進 45億円 (26億円)**
- 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港施設の有効活用等に加えて、新たに流通や養殖機能の強化に資する施設の整備等を支援

- (6) 漁業人材の育成・確保対策の強化 11億円 (8億円)**
- 漁業・漁村を支える人材確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修、海技免許等の資格取得、漁業者の経営能力の向上等を支援
- (7) 増養殖対策 22億円 (15億円)**
- 養殖業の成長産業化に向けて生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む枠組みの構築
 - 低コスト・高効率飼料等の開発
 - サケの回帰率向上に必要な稚魚生産能力に応じた放流体制への転換
 - 広域種の適切な放流費用負担の仕組みの構築 (とも補償については1(2)の事業も活用)
 - ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築 等を支援

3. 水産改革と連動した水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進

- 水産基盤整備事業 854億円 (700億円)**
- 産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動した水産基盤の整備や、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港の有効活用を推進
 - このほか、漁港整備関連予算として、2(5)の事業も活用して漁港機能の増進を支援

4. 水産改革と一体となった外国漁船対策や国境監視機能等の多面的機能の発揮、捕鯨対策の推進

- (1) 外国漁船対策等 336億円 (148億円)**
- 大和堆周辺海域を始めとする我が国EEZ内の外国漁船の違法操業が悪質・巧妙化する中で、水産改革の目的の一つである我が国周辺海域における水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制等を強化
 - ・漁業取締対策 255億円 (148億円)
 - ・韓国中国等外国漁船操業対策事業 50億円 (新規)
 - ・沖縄漁業基金事業 30億円 (新規)
- (2) 国境監視を始めとする水産多面的機能の発揮等 61億円 (55億円)**
- 漁協による情報共有等を通じた海の監視ネットワーク強化など、国境監視を始めとする水産多面的機能の発揮に資する取組への支援
 - 有害生物・赤潮等の漁業被害防止対策等の実施、離島の漁業再生等に資する取組、海洋プラスチックゴミの調査・対策等を支援
 - ・水産多面的機能発揮対策 32億円 (28億円)
- (3) 捕鯨対策 51億円 (51億円)**
- 妨害活動対策を含めた鯨類科学調査の安定的な実施、持続的利用に向けた関係国との連携強化を図るとともに、我が国の目指すべき商業捕鯨の姿についての検討、鯨類の残渣の有効利用等を推進

※ 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく農林水産分野における対策に係る経費については、協定発効に向けた関係国における国内手続の動向も踏まえつつ、予算編成過程で検討。

※ 東日本大震災からの水産業の復旧・復興対策については、被災地の復旧・復興等の状況を踏まえ、復興庁が引き続き所要の対策を要求。